

札幌市選考素案作成支援システム実施要領

平成 15 年 1 月 22 日 財政局理事決裁

平成 16 年 1 月 8 日 一 部 改 正

平成 16 年 10 月 28 日 一 部 改 正

平成 18 年 9 月 27 日 一 部 改 正

平成 19 年 9 月 28 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、指名競争入札における透明性、公平性、客観性及び競争性を確保し、業者の施工能力等に応じた実質的な指名機会の均等を図るため、札幌市工事等被指名者選定基準（平成 15 年 1 月 22 日財政局理事決裁。以下「選定基準」という。）に基づく指名競争入札における被指名候補者の選定を支援する選考素案作成支援システム（以下「システム」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 システムによる選考は、札幌市内部委員会等に関する規程（昭和 57 年訓令第 11 号）別表 1 の札幌市工事等被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）に付議する札幌市発注の工事等を対象とする。ただし、次の工事等は除くものとする。

- 1 選定基準第 6 条第 3 項に該当する工事等
- 2 システムの処理機能では、工事の施工又は業務の履行に必要な能力を有する者が選考されない工事等

(企業評価方法)

第 3 条 システムにおける登録業者の企業評価点の算出については、次の項目を加算するものとする。

1 工事

基本評価点

経営事項審査総合評点 + (工事の実績額 × 工事の成績点)

付加評価点

ISO 取得状況及び表彰実績等について評価するものとする。

2 委託業務

基本評価点

企業審査点 + (業務の実績額 × 業務の成績点)

付加評価点

ISO 取得状況及び表彰実績等について評価するものとする。

(業者調書の記入及び提出)

第 4 条 システムにより、被指名候補者の選定を行う場合には、工事等担当部は様式 1 の業者調書に、次に定める事項を記入するものとする。なお、委託業務にあつては、以下の表記中「工事」を「業務」に、「工種」を「業種」に読み替える。

必ず記入する事項

ア 工事の区分

イ 施工担当課

- ウ 工事名
- エ 工種
- オ 設計金額（千円未満切り捨て）
- カ 期間
- キ 施工場所
- ク 必須条件（該当しない時は空欄とする。）
 - (ア) 等級
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 新規業者の参入
 - (エ) 経常JVの混入数
 - (オ) 工事内容
 - (カ) 工事難易度
- 任意条件（必要がない時は空欄とする。）

- ア 所在区
- イ 同種工事内容経験の有無
- ウ 登録工種の追加
- エ 工事内容の追加
- オ ISO取得の有無
- カ 安全管理の成績
- キ 建設業・コンサルの登録
- ク 登録工種・工事内容のOR条件
- ケ 建設業許可・コンサル登録のOR条件

第1号及び前号の記入事項に加え、様式2の業者調書（条件変更用）により、被指名候補者が出力されない場合の補助項目（第1号及び前号の条件の変更、追加、削除）に優先順位を付記したうえで、指定することができるものとする。

- 2 工事等担当部は業者調書を指名委員会開催日の3日前（土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。）までに、工事原議等とともに指名委員会の庶務を担当する課（以下「庶務担当課」という。）に提出するものとする。

（被指名候補者の選定）

第5条 庶務担当課は、前条第2項により提出された業者調書に基づき、システムを使用し、被指名候補者を選定するものとする。

- 2 前項の結果、被指名候補者が出力されなかった工事等については、前条第1項第3号の補助項目の優先順位に基づき、庶務担当課において再処理をするものとする。ただし、指定された補助項目を全て使用して再処理しても被指名候補者が出力されない工事等については、工事等担当部に業者調書及び工事原議等を返却し、当該週の指名委員会には付議しないものとする。

（被指名者の決定）

第6条 庶務担当課は、前条の処理の結果、選定された被指名候補者を指名委員会に付議し、指名委員会において被指名者の最終決定を行うものとする。

- 2 庶務担当課は、指名委員会において、被指名候補者を変更、追加、削除した場合には、その理由及び過程を指名業者選考記録に明記するものとする。

(例外処理)

第 7 条 不測の事態等により、システムによる被指名候補者の選定ができない場合には、指名委員会委員長の判断により、選定基準を遵守したうえで、システムによらない被指名候補者の選定を行うことができる。

(企業評価情報の更新)

第 8 条 企業評価情報の更新は毎年 5 月末に行うものとし、6 月 1 日から更新した企業評価点を 1 年間使用するものとする。

(委任)

第 9 条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 15 年 1 月 24 日以後に指名委員会に付議する工事から適用するものとする。
- 3 この要領は、当分の間、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務には適用しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 1 月 9 日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。
- 2 この要領は、当分の間、工事に係る設計、監理の委託業務には適用しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 11 月 5 日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 29 日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 28 日以後に指名委員会に付議する工事等から適用する。